

# マイナンバーについてお知らせします

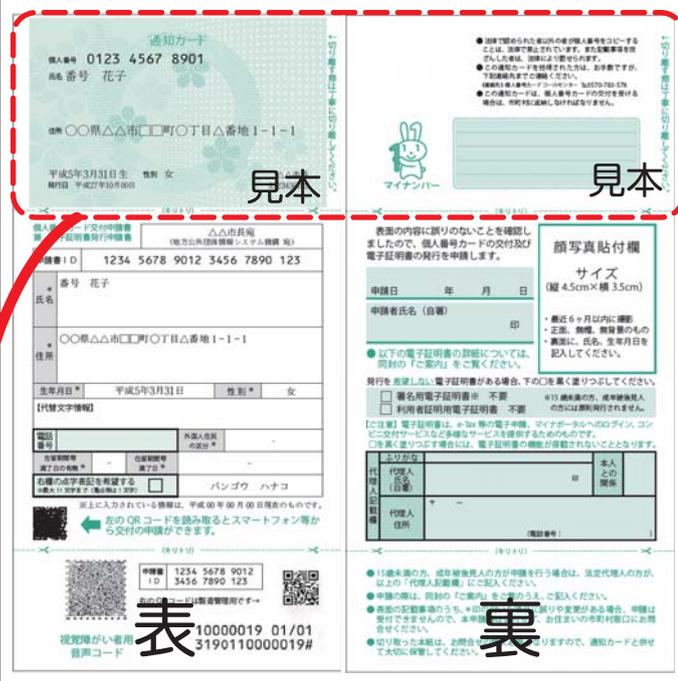
## 住民票の住所に簡易書留で通知カードが送られます

通知カードは、住民票を有するすべての人に個人番号（マイナンバー）を通知するためのカードです。11月頃に住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で郵送されます。

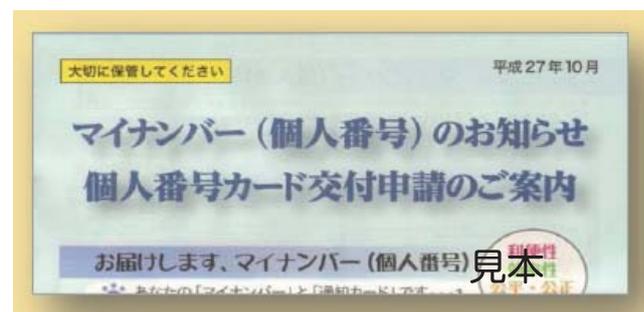
簡易書留で同封されるもの

### ①通知カード

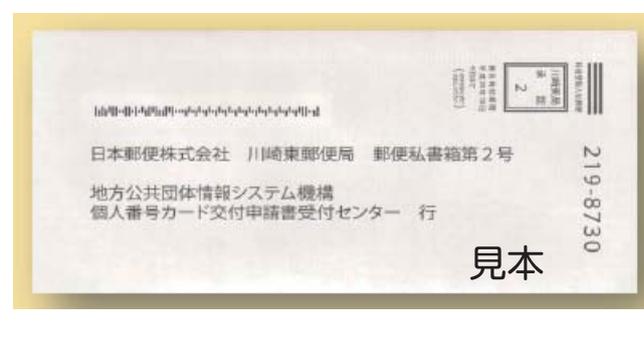
- +個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- +音声コード台紙
- ※世帯人数分



### ②説明用パンフレット



### ③個人番号カード申請書の返信用封筒



通知カードのイメージ（上記図の切り取り部分拡大）



- 今後、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当そのほかの給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書にマイナンバーの記載を求められることとなりますので、**通知カードは紛失しないように大切に保管してください。**
- 通知カードの受領後に住所変更や氏名変更等の手続きをする際は、市区町村の窓口<sup>※</sup>に忘れずにお持ちください。
- 通知カードは本人確認の際の身分証明書として使うことはできません。

# 希望する人は個人番号カードが取得できます

- 通知カードの送付にあわせて、個人番号カードの交付申請書も同封されます。
- 申請後、平成28年1月から交付されます。
- 個人番号カードは、ICチップを内蔵したプラスチック製のカードです。
- 表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。
- 「個人番号を証明する書類」や「本人確認の際の身分証明書」として各行政手続きで利用できます。
- e-Tax等の電子証明書が標準搭載されます。
- 初回発行手数料は無料です（電子証明書含む）。

## 個人番号カードのイメージ



## 「住民基本台帳カード」をお持ちの人へ

マイナンバー制度導入に伴い、美祿市では、住民基本台帳カード（住基カード）の申請受付を12月4日迄をもって終了します。平成28年1月からは、申請に基づき個人番号カードの発行が始まりますが、現在お持ちの住基カードは有効期限まで引き続きご利用いただけます。

ただし、住基カードと個人番号カードを両方持つことはできません。個人番号カードの交付時に住基カードは回収させていただきます。

## 公的個人認証（電子証明書）をご利用の人へ

住基カードに搭載され、e-Tax等に使用する公的個人認証（電子証明書）の有効期間は、原則として証明書発行から3年間です。（住基カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください。）平成28年1月以降も現在利用されている電子証明書は、有効期限まで引き続きご利用いただけます。但し、住基カード向けの電子証明書の新規発行・更新・失効受付は12月22日迄をもって終了します。

平成28年1月以降に住基カードの電子証明書の有効期限が切れた場合、同様のサービスを継続利用する際は、個人番号カードに切替える必要があります。

## マイナンバー（社会保障・税番号）のお問い合わせ

- マイナンバーコールセンター  
〔☎0570(20)0178〕（全国共通ナビダイヤル）  
※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。  
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
〔☎050(3816)9405〕におかけください。  
※外国語対応は、  
〔☎0570(20)0291〕へお掛けください。  
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

- 受付時間  
平日：9時30分～17時30分  
（土日祝日・年末年始を除く）  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。